



これまでも「時効」じゃなかったの？ 民法改正の前に知っておこう(2)



現行民法が定める欠陥責任の期間は、定められた期限が来ると何もしなくても自動的に権利や義務が消える「除斥期間」と解釈されてきた。これは、債務者が時効の完成を宣言しないと債権者の権利が消滅しない「時効」の考え方とは異なるものだ。

債務者が債権者に対して時効であることを通告する手続きを「援用」という。除斥期間扱いと異なり、援用しないと時効の効力は発揮されない

民法改正案はこの考え方を一掃し、すべての債権債務関係に「時効」の考え方を導入する。様々な取引でバラバラだった時効期間も「権利を行使できる時から10年」と「権利を行使できることを知った時から5年」を並置した条項に統一される。

時効の成立には援用が必要（時効であることを主張する手続きを「援用」と呼んでいる）

例えば、ある建材を用いた住宅5棟の建て主が、建材の施工ミスを訴えて無償補修を求める声を上げたとする。工務店は直ちに問題の建材を交換し、クレームはひとまず収束したが、実はその建材を同時期に建てたほかの95棟でも用いていた。これらの住宅では「権利を行使できる時」に該当する引き渡しから10年の時効期間が近づいていた。この工務店はどう対応すべきだろうか。

仮に、95棟の建て主には通知もせず、その後は補修を求めてくる建て主にだけ個別対応しながら時効期間が過ぎるのを待ったとする。そして10年が過ぎ、さらに一部の建て主から補修請求が来た。ここで時効を主張してこの請求を拒めば、「他の業者に直させるから損害を賠償して！」と訴訟を起こされるだろう。

この訴訟の中で「補修請求が来た時点で時効だったので訴えは無効だ」という工務店の主張の正当性が争われることになる。勝てば時効成立だが、負ければ損害賠償の義務を負うことになる。

「建材の施工にミスがあったことがわかっているのに対応しなかった点は、信義則違反に問われる可能性がある。除斥期間であればモグラ叩きのような対応で済んだかもしれないが、時効期間になればそうはいかない。逃げ切り姿勢は取りづらくなるだろう」と、弁護士の秋野卓生さんは警告する。

情報提供: 弁護士法人匡総合法律事務所

旭トステム、高機能+高コスパな新シリーズ「AT-WALL PLUS」



旭トステム外装(東京都江東区)は、窯業系外装材の新シリーズとして高機能・高品質でありながら求めやすい価格の「AT-WALL PLUSシリーズ」を設定した。セルフクリーニング・防藻・防カビ機能を発揮、塗膜15年保証に対応する。

新シリーズからは、本物の古木から型取りし、板張りの厚みの不揃い感を再現した「ラストィウッドP」を10月から発売。8色をそろえ、住宅だけでなく店舗にも適する。

さらに11月2日には、異なる質感のタイルを組み合わせ自然な色ムラが特徴的な「トラヴィスP」、シンプルなボーダータイル柄の「スティックボーダーP」を発売する。

情報提供: 旭トステム外装

ハンファQセルズ、住宅用蓄電システムの販売開始



ハンファQセルズジャパン(東京都港区)は、オムロン製の住宅用ハイブリッド蓄電システム(6.4kWh)の販売を開始した。

ハイブリッドパワーコンディショナ、DC/DCコンバータ、蓄電池ユニット、モニタリングユニット、特定負荷用分電盤をパッケージ化。1台のパワコンで太陽電池モジュールの発電した電力と、蓄電池ユニットの充放電の電力を合わせて変換/制御することができる。

直流のまま蓄電するため変換ロスを抑制、電力系統の電圧上昇による売電量抑制時にも電力をムダにしない。

情報提供: 新建ハウジング